

四国中央市学習者用ソフトウェア導入事業公募型プロポーザルの実施について

四国中央市学習者用ソフトウェア導入に係る契約者の募集及び選定に関し、次のとおり公告する。

令和8年1月15日

四国中央市長 大西 賢治

1 事業の概要

(1) 事業名

四国中央市学習者用ソフトウェア導入事業

(2) 事業の目的

本事業は、四国中央市が児童及び生徒に貸与しているChromebook端末を有効かつ効果的に活用し、新学習指導要領及びG I G Aスクール構想の理念に基づき、主体的かつ対話的で深い学びの実現並びに児童生徒の個別学習の最適化に対応するため、A I型ドリル学習ソフトウェアの導入を行うものである。

なお、当該ソフトウェアの導入については、自府にサーバ機器等を置かないクラウド型のソフトウェアを導入することとし、Webでの利用を前提とする。

(3) 導入期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) ソフトウェア契約期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(5) 提案上限額

74,382,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

本事業の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成16年四国中央市告示第35号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、再生手続開始の申立てが

なされている者でないこと。

- (5) 四国中央市暴力団排除条例（平成 23 年四国中央市条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 過去 5 年以内において、同種事業で、本市と同等規模（人口 10 万人程度）の自治体の導入実績があること。
- (7) 日本国内に当該事業のサポートができるサービス拠点を有し、問題等が発生したときは、概ね 2 時間以内で初期対応の作業に着手できること。

3 手続等

(1) 事務局

四国中央市教育委員会事務局教育指導部学校政策課学校政策係

住 所 〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号

電 話 番 号 0896-28-6136

F A X 番号 0896-28-6060

電子メールアドレス school_policy@city.shikokuchuo.ehime.jp

(2) 企画提案実施要領の配布期間、場所及び方法

公告の日から令和 8 年 1 月 30 日（金）までの期間において、市公式ホームページ（<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>）からダウンロードすること。

(3) 参加表明書等の提出

公告の日から令和 8 年 2 月 4 日（水）まで（四国中央市の休日を定める条例（平成 16 年四国中央市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までに上記(1)の事務局に持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の方法により提出すること。

(4) 企画提案書等の提出

第 1 次審査の結果を通知した翌日から令和 8 年 2 月 18 日（水）まで（休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までに上記(1)の事務局に持参、郵便書留又は信書便の方法により提出すること。

4 選定委員会

本事業の契約者の選定に当たっては、四国中央市学習者用ソフトウェア導入事業契約者選定委員会において、優先交渉権者等を選定するものとする。

5 隨意契約に係る見積書の徵取

優先交渉権者との契約交渉において、契約締結に向けての協議を行い、本事業に係る見積書を徵取するものとする。優先交渉権者は、見積書の提出に当たり、詳細な見積内訳書を添付しなければならない。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (3) プロポーザルの詳細については、企画提案実施要領によるものとする。